「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計画)」改定(案)に対する府民意見等と大阪府の考え方

「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計画)」改定(案)に対する府民意見等の募集結した結果、1人の方からご意見が寄せられました。寄せられたご意見に対する大阪府の考え方等は、以下のとおりです。

- ○募集期間 令和2年2月14日(金)から令和2年3月16日(月)まで
- 〇募集方法 郵便、ファクシミリ、電子申請
- 〇提出人数・意見数 1名・1件(うち意見の公表を望まないもの0件)
- 〇府民意見等と大阪府の考え方 以下のとおり。

No.	府民意見等の要旨	大阪府の考え方
1	大阪府下には老朽化した住宅が目立っており、昨今の天災の増加により被害の悪化が懸念される。 築50年以上経過している住宅について、耐震化や新築を行うように 義務化すべきである。	阪神・淡路大震災などにおいて、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって建てられた建物の被害が大きかったことから、大阪府では、市町村と連携し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅及び分譲マンションの所有者に対し、個別訪問やダイレクトメールなどの普及啓発を行うとともに、耐震診断、補強設計及び耐震改修工事費の補助制度を設けるなど、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んでおります。さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、多数の者が利用する大規模建築物及び地震時に倒壊し道路を閉塞する恐れのある広域緊急交通路沿道建築物については、その所有者に対して耐震診断を義務付けし、耐震化を図る取組みを行っています。今後も、耐震性が不足する全ての住宅・建築物について、耐震化の促進を強力に取り組んでまいります。